

3. 申告に必要なもの

平成31年1月～令和元年12月の収入・控除・経費の金額が分かるものをお持ちください。

全ての方	はんこ、市・県民税申告案内書(送付されている方のみ)、通帳など口座番号が分かるもの マイナンバーカードまたは通知カード ※通知カードの場合は、その他に身元確認書類として、運転免許証、パスポート、障害者手帳、健康保険証、年金手帳などのうちいずれか1点が必要です(写しも可)。
利用者識別番号(16桁)をお持ちの方	税務署からの確定申告のお知らせ(はがき・通知書)、ID・パスワード方式の届出完了通知
営業・農業・不動産収入があった方	収支が分かる仕入れ・売上げなどの帳簿類、必要経費の領収書などを科目ごとに集計してお持ちください。集計をされていない方は会場で分類・集計をお願いしています。 ※平成26年1月から記帳・帳簿等の保存が義務化されています。
給与・年金収入があった方	給与・年金の源泉徴収票。給与収入があった方で源泉徴収票が無い方は、給与明細書など収入が分かるもの。
雑所得があった方	収入額を証明するもの(支払調書など)と必要経費の書類
社会保険料を支払った方	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書、国民年金保険料の控除証明書、任意継続健康保険料の納付証明書など ※納付書や口座振替で納めている社会保険料は、申告しないと社会保険料控除を受けられません。
生命保険・地震保険料を支払った方	保険会社から交付を受けた生命保険、地震保険の控除証明書
寄附金控除の対象となる寄附をした方	寄附した団体から交付を受けた寄附金の領収書など ※申告が必要な方のうち、ふるさと納税のワンストップ特例申請をされている方も必ずお持ちください。
ご自身や扶養親族に障がいがある方	本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
扶養控除(16歳未満の扶養親族を含む)、配偶者控除、配偶者特別控除、専従者控除を申告する方	扶養親族、配偶者、専従者のマイナンバーカードまたは通知カード(写しも可) ※扶養の方が国外居住の場合は、「親族関係書類と送金関係書類」の確認が必要です(書類が外国語で作成されている場合は翻訳文も併せて必要です)。
医療費などを支払った方	医療費控除の明細書、明細への記載を省略する場合は保険者等が発行する医療費のお知らせ。 ※令和元年分までは領収書による申告ができます。やむを得ず領収書となる場合は、あらかじめ集計したうえで申告会場にお越しください。 医療費控除の特例の適用を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書と健康診断の結果通知表など ※インフルエンザなどの予防接種や健康診断の費用は、医療費控除の対象外です。
親族などが申告する場合	申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カード(写しも可) ※通知カードの場合は、上記「全ての方」の欄に記載の身元確認書類も併せて必要です。

4. 個人市・県民税申告相談受付会場と日程

2月7日(金)～3月16日(月)午前9時30分～午後3時30分(土・日曜日、祝日を除く)
(大波多目的集会所は午前9時30分～午後3時、茂庭多目的集会所・土湯温泉町支所は午前10時～午後3時)

期日	受付会場	対象地区
7日(金)	飯野支所	大久保・明治
10日(月)	飯野支所	飯野町・青木
12日(水)	信夫学習センター	永井川・上鳥渡
13日(木)	信夫学習センター 杉妻支所	大森 郷野目・伏拝
14日(金)	信夫学習センター 杉妻支所	成川・下鳥渡・山田・小田・平石 鳥谷野・太平寺・黒岩
17日(月)	北信支所	鎌田・瀬上町・冲高
18日(火)	北信支所	本内・丸子
19日(水)	清水学習センター(御山)	泉
19日(水)	北信支所	宮代・下飯坂・北矢野目・南矢野目
20日(木)	清水学習センター(御山)	御山・北沢又
20日(木)	渡利支所 清水学習センター(御山)	渡利・南向台・小倉寺 南沢又
21日(金)	渡利支所	渡利
21日(金)	立子山支所	立子山
25日(火)	松川支所	松川町
26日(水)	松川支所 大波多目的集会所	松川町・美郷 大波
27日(木)	松川支所 吾妻学習センター	水原・沼袋・下川崎 笹木野
28日(金)	松川支所 吾妻学習センター	関谷・金沢・浅川・光が丘・金谷川 上野寺・下野寺・八島田・(東・西・南・北)中央地区

期日	受付会場	対象地区
2日(月)	信陵支所 吾妻学習センター	笹谷・大笹生 町庭坂・二子塚
3日(火)	信陵支所	笹谷
4日(水)	吾妻学習センター	在庭坂・土船・庄野・桜本
4日(水)	飯坂支所	飯坂町・東湯野
5日(木)	土湯温泉町支所	土湯温泉町
5日(木)	飯坂支所 西学習センター	平野 佐倉下・上名倉・佐原
6日(金)	飯坂支所 西学習センター	中野・湯野 さくら・荒井・荒井北
9日(月)	茂庭多目的集会所	茂庭
9日(月)	もちずり学習センター	岡部
10日(火)	蓬萊学習センター分館 もちずり学習センター	蓬萊町5～8丁目・清水町・田沢 山口・岡島・本内・鎌田・大波
11日(水)	蓬萊学習センター分館	蓬萊町1～4丁目
11日(水)	吉井田支所	吉倉・八木田
12日(木)	アオウゼ(MAXふくしま4階)	旧市内
12日(木)	吉井田支所	方木田・仁井田
13日(金)	アオウゼ(MAXふくしま4階)	旧市内
16日(月)	アオウゼ(MAXふくしま4階)	(東・南)中央地区・野田町・森合

※申告期間中、市民税課職員は上記会場に向いているため、市役所市民税課での申告受付は行っていません。

※当日都合が合わない場合は、対象地区以外でも、事前の連絡なしで申告ができます。

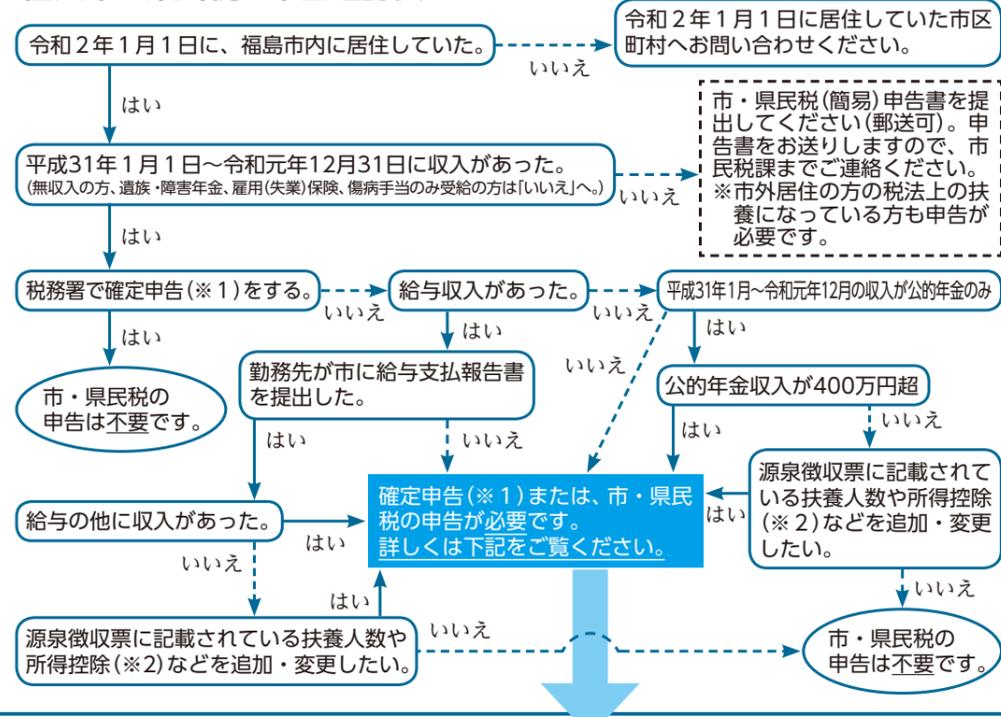
※どの会場も駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

1. 個人市・県民税の申告が必要な方



下記確認表で申告が必要か確認してみましょう!

個人市・県民税、申告確認表



市民の皆さんから納めていただく税金は、まちづくりのため貴重な財源です。また申告書は、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料などの算定の基礎資料になります。申告が必要の方は、忘れずに申告をお願いします。

「確定申告(※1)または、市・県民税の申告が必要です」に該当した方

■給与収入があった方

- 源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更することで、所得税の還付を受ける、または納付する。→右のAへ
- 給与以外の所得(営業、農業、不動産、一時、雑所得など)の合計が20万円を超え、追加納付すべき所得税がある。→右のBへ
- 上記のどちらにも該当しない。→右のCへ

■公的年金収入があった方

- 年金収入が400万円以下で、源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更することで、所得税の還付を受ける。→右のAへ
- 年金収入が400万円超。または、公的年金以外の所得(営業、農業、不動産、一時、給与所得など)の合計が20万円を超え、追加納付すべき所得税がある。→右のBへ
- 上記のどちらにも該当しない。→右のCへ

■給与・年金収入者以外の方(営業、農業、不動産など)

- 確定申告をすることで、所得税の還付を受ける、または納付すべき所得税がある。→右のBへ
- 上記に該当しない。→右のCへ

注意：上場株式などに係る譲渡損失と配当所得との損益通算および繰越控除の特例などの適用を受けようとする方は、確定申告が必要な場合があります。

A

確定申告が必要です。市の会場(P5参照)でも確定申告ができます。
※住宅借入金等特別控除がある方は、税務署の会場(P6参照)です。

B

確定申告が必要です。申告会場は、税務署の会場(P6参照)です。

C

市・県民税の申告が必要です。申告会場は、市の会場(P5参照)です。
例：所得税の還付・納付には該当しないが、源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更したい方

2. 申告方法

会場 申告書は全会場で職員がパソコンで作成しますので、事前に申告書に記載する必要はありません。P.5「3.申告に必要なもの」をご準備のうえ、申告会場にお越しください。

郵送 郵送での申告を希望する方には、申告書などを送付します。市民税課まで連絡してください。申告書は市民税課、各支所・出張所に備え付けているほか、市ホームページでも取得できます。

(用語解説)

※1 確定申告…1月1日～12月31日に生じた全ての所得金額に対して所得税を計算し、所得税の過不足を精算する税務署の手続き。
※2 所得控除…社会保険料や生命保険料など前年中に支払った金額や扶養親族がある場合、所得から差し引くことができる控除。

5. 確定申告会場・相談会

◇確定申告書作成会場のお知らせ◇

- 場 所／ウィル福島アクティおろしまち
(鎌田字卸町10-1)
- 期 間／2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く)
(ただし、2月24日(休)および3月1日(日)は開設します。)
- 時 間／午前9時30分～午後4時
※会場は大変混雑します。開設時間内に申告書を作成できるよう、午後3時前に来場するようご協力をお願いします。上記期間外は、税務署内を含め申告書作成会場を設置しておりませんので開設期間中にお越しください。
- 問合せ／福島税務署 ☎534-3121 (代表)
※確定申告に関する相談は、『電話相談センター』でお答えしますので、音声案内に従い「0」番を、税務署にご用の方は、「2」番を選択してください。

◆税理士会による確定申告と税の無料相談会◆

- 確定申告、市・県民税、その他税金に関することについてご相談ください。また、台風の被害に遭われた方もご相談ください。会場には、各種証明書などの状況の分かる書類をお持ちください。
- 【福島税務相談所】
 - 日 時／2月17日(月)～3月10日(火)(土・日曜日、祝日を除く)
午前9時30分～午後4時(最終受付：午後3時30分)
 - 場 所／福島県税理士会館(森合町14-29)
 - 【税理士記念日無料相談会】
 - 日 時／2月22日(土)、23日(祝) 午前10時～午後4時
 - 場 所／ユニックスビル8階
(福島駅東口バス乗場向かい)
 - 問合せ／東北税理士会福島支部 ☎534-3907

台風などの災害等で被害を受けられた方へ

災害等により住宅家財等の資産に損害を受けた場合、市・県民税の申告を行うことで雑損控除の適用を受けられる場合があります。P.5「3.申告に必要なもの」と一緒に下記の必要書類をお持ちになり、P.5「4.個人市・県民税申告相談受付会場」までお越しください。

なお、確定申告をされる方は、雑損控除または災害減免法のいずれかを選ぶことで所得税の軽減を受けられる場合があります。上記「5.確定申告会場・相談会」をご利用ください。

【雑損控除について】 ※詳しくは、国税庁ホームページ「災害に関する所得税の取扱い(個人の方)」をご覧ください。

災害等により住宅家財等の資産に損害を受けた場合、下記の(1)または(2)の算式により計算した金額のうち、いずれか多い額を、損害を受けた年分の総所得金額等の合計額から控除することができます。

- (1) 損失額－保険金等＋災害関連支出(※3)＝Aとして $A - \text{総所得金額等の合計額} \times 10\%$
- (2) 災害関連支出－5万円



国税庁ホームページ

雑損控除による控除額が、損害を受けた年分の総所得金額等の合計額を上回った(控除しきれなかった)場合、翌年以降、最大3年間で繰り越すことができます。ただし、それぞれの年ごとに申告が必要となります。

【雑損控除の申告に必要な書類(①～④全て)】

- ①被害を受けた住宅家財等の資産(※4)の明細(資産内容、取得時期、取得価格など)が分かる書類
- ②災害関連支出の領収書
- ③保険金等により補てんされる金額がある場合はその金額が分かる書類
- ④り災証明書

用語解説

- ※3 災害関連支出… 災害により滅失した住宅や家財等の取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用。
- ※4 住宅家財等の資産… 雑損控除の対象となる資産とは、住宅や家財、車両、「生活に通常必要な資産」のことを指します。棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産(1個(組)が30万円を超えるような書画や骨董、貴金属、別荘等)は、対象外。

令和2年度 個人市・県民税の主な改正について

ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度の健全な発展のため、過度な返品などを送付している都道府県、市区町村(以下、地方団体)への寄附金については、ふるさと納税の対象外とする見直しが行われました。

○対象となる地方団体の指定

総務大臣が一定の基準に適合した地方団体をふるさと納税の対象として指定します。対象の地方団体については総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

○指定外地方団体への寄附の取り扱い

指定外地方団体に対して、令和元年6月1日以降に寄附を行った場合、寄附金税額控除のうち「特例控除」および「申告特例控除(ふるさと納税ワンストップ特例制度)」を受けることができなくなります。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の見直し

令和元年10月の消費税引き上げにあたり、住宅建築の駆け込み需要やその後の反動減を緩和するため、住宅ローン控除の見直しが行われました。

○控除期間の延長

消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居を開始した場合、住宅ローン控除の控除期間が現行の10年間から13年間に延長されます。

○延長期間における控除額

1年目から10年目までは従来の住宅ローン控除と同様の控除額となります。11年目から13年目については、消費税増税分に当たる「建物購入価格の2%」の範囲で控除されます。ただし、ローン残高が少ない場合は、これまでどおり住宅ローン年末残高に応じて控除されます。



臨時災害
ラジオ放送

万一災害が発生した場合、市では、FMポコ(76.2MHz)を「臨時災害ラジオ放送局」として、避難所やライフラインなどに関する緊急情報をお知らせします。●問／危機管理室☎525-3793